

滋賀県南部環境・総合事務所告示第1号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

平成23年2月16日

滋賀県南部環境・総合事務所長 中西道幸

- 1 指定する区域の所在地 次を示す土地の一部の区域  
栗東市下鉤字六反田 344 番
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 4 講ずべき指示措置 地下水の水質の測定  
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境・総合事務所環境課に備え置いて閲覧に供する。）

滋賀県南部環境・総合事務所告示第2号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成23年2月16日

滋賀県南部環境・総合事務所長 中西道幸

- 1 指定する区域の所在地 次を示す土地の一部の区域  
栗東市下鉤字下川鍋 16 番 1  
栗東市下鉤字鍛冶屋田 305 番 1  
栗東市下鉤字田尻 21 番 1  
栗東市下鉤字殿ノ後 621 番および 620 番 1  
栗東市下鉤字六反田 344 番  
栗東市下鉤字木ノ本 335 番  
栗東市蜂屋字安田 554 番および 560 番 3
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境・総合事務所環境課に備え置いて閲覧に供する。）